

となった(法令131の8)。

また、通算法人等が通算承認日の5年前の日後に設立された法人である場合の支配関係5年継続要件の特例についても一定の組織再編によって支配関係が生じた場合の見直しを行った(法令121の2)(図表17)。

## 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦の計算方法が見直され、非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額をもとに配賦計算(改正前は、非特定欠損控除前所得金額の比で配賦計算)が行われることとされた(措法66の11の4)。

## 外国税額控除制度の適用における見直し

グループ通算制度における外国税額控除制度の適用について、①税務当局が調査を行った結果、進行事業年度調整措置を適用すべきと認める場合には、通算法人に対し、その調査結果の内容(進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた金額およびその理由を含む)を説明するものと、②この説明が行われた日の属する事業年度の期限内申告書に添付さ

れた書類に記載された金額等(進行事業年度調整措置を適用した金額)がその説明の内容と異なる場合には、その事業年度に係る税額控除不足額相当額または税額控除超過額相当額に係る固定措置を不適用とする等の見直しが行われた(法69)。法人住民税の外国税額控除制度についても同様の見直しが行われている。

改正前制度では、グループ通算制度における外国税額控除に関する非違については、その事業年度の外国税額控除額は当初申告額で固定したうえで(固定措置)、その外国税額控除額の過不足額につき納税者が進行事業年度の申告において法人税の額に控除または加算すること(進行事業年度調整措置)によりその調整を図ることとされていた。

2022年度税制改正により、税務当局が調査において進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた場合において、調査結果の内容の説明を行う根拠の規定を設け、説明の内容と異なる申告が行われた場合には、その事業年度に係る進行事業年度調整措置の固定を解除して、更正処分を行うことを可能とする制度に見直された(法69)。

### 第3章

# 子会社株式簿価減額特例の除外要件緩和等 国際課税に関する 改正の実務ポイント

には、利益剰余金額の算定に留意が必要である。

## 過大支払利子税制

過大支払利子税制(対象純支払利

### (この章のエッセンス)

●子会社株式簿価減額特例制度の適用の有無については、海外子会社の資本関係等の情報収集を徹底するとともに、グループ全体での配当政策の実施には海外子会社への

制度の周知も含めた管理体制の整備が不可欠となる。

●改正は制度導入時に遡及適用とされている場合には改正を踏まえた見直しを行うことも必要である。

●今期において期中配当を行う場合